

— 施行迫る！ 同一労働同一賃金への対応を円滑に行うために —

労働問題総合対策セミナー

本年4月より順次施行される働き方改革関連法は、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現等を目指すもので、すべての企業に重大な影響を与える、労働界では“戦後最大の大波”とも言えるものです。

その中でも、同一労働同一賃金の実現は、派遣労働と大企業が令和2年4月から、中小企業は令和3年からの法施行を前にして、平成30年12月に同一労働同一賃金ガイドラインが出された等、詳細な扱いが厚生労働省より順次示されております。

企業の経営にも直結する重要事項であり、改正法の施行を間近に控え、各専門家より最終的な対応への留意点をお聞きます。

挨拶 名古屋南労働基準監督署長 桑原幸弘氏

特別講演 「同一労働同一賃金」求められる企業対応
宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤俊夫氏



パネルディスカッション 「同一労働同一賃金」実現・実践にむけて

パート・有期雇用労働者・派遣労働者の就業管理について

不合理な待遇差の解消（同一労働同一賃金の実現）

1. 短時間・有期雇用労働者の正規労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇の性質・目的に照らし事情を考慮して適切に判断することを明確化
2. 有期雇用労働者の均等待遇規定を整備。派遣労働者は、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇 ②一定の要件を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化 等

待遇説明義務の強化

短時間・有期雇用・派遣労働者の正規労働者との待遇差の内容・理由等の説明を義務化

同一労働同一賃金ガイドライン

正社員と非正規雇用労働者との間で待遇差が不合理なものであるのか、考え方と具体例を示す。基本給、昇給、賞与、各種手当、教育訓練や福利厚生等

職業安定局長通達

派遣労働者の公正な待遇を確保するため、一般賃金（基本給、賞与、手当等）、通勤手当、退職金の賃金水準を示す

宮澤俊夫氏

宮澤俊夫法律事務所
所長 弁護士
愛知労働局労災法務専門員
元名古屋法務局訟務部付検事

【働き方改革 同一労働同一賃金問題対応に係る所感】

パート労働者・契約社員・派遣労働者等非正規労働者の処遇についての法改正がなされ、2020年4月から施行されることになりました。これを受けて企業はこれら非正規労働者の雇用をどのようなものにしなければならないか、対応が要求されることになりました。非正規労働者を雇用する企業がとらなければならない雇用形態のあり方について、わかりやすく解説します。



棚橋美保氏

office cœur
オフィス・クール
特定社会保険労務士

【働き方改革 同一労働同一賃金問題対応に係る所感】

昨年4月から始まっている働き方改革関連法への対策は、中小零細企業にとって、かなりの経営的負担であるとのこと相談も多く頂いています。同一労働同一賃金についても、企業発展に結びつくよう、しっかり考え取り組んでいきましょう。



安藤定幸氏

名古屋鉄道株式会社
人事部グループ
人事担当課長

【働き方改革 同一労働同一賃金問題対応に係る所感】

弊社は公共交通機関である鉄道業のため、従事する社員は正社員を基本に雇用しています。正社員と非正規雇用労働者の待遇については、法改正の趣旨や動向を見据えながら、様々な観点から対応を進めております。



中村和彦

名古屋東労働基準協会
専務理事

【働き方改革 同一労働同一賃金問題対応に係る所感】

働き方改革の要となる「同一労働同一賃金」について、言葉の意味としては誰でもイメージできると思いますが、実際はケースバイケースで聞きなれない用語や考え方がありますので、基本を理解して自社の考え方を纏めておく必要があります。



パネルディスカッション コーディネーター

一般社団法人 名北労働基準協会
専務理事・事務局長 特定社会保険労務士

市之瀬 高司



閉会挨拶

名古屋西労働基準協会
専務理事

織田 和成



日時 令和2年2月28日（金）
午後1時30分～午後5時

会場 愛知県産業労働センター（ウイंकあいち）
5階「小ホール」 名古屋市中村区名駅4-4-38

主催：一般社団法人 名北労働基準協会 一般社団法人 名古屋南労働基準協会 名古屋東労働基準協会 名古屋西労働基準協会
後援：豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 各労働基準協会

会費

会員事業場	一般事業場
5,300円	7,200円

※会費には資料代、消費税を含みます。
 ※定員150名になり次第締め切ります。

参加申込

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、会費を2月14日(金)までに各協会の銀行口座(名古屋市外の労働基準協会からお申し込みの場合は名北労働基準協会)にお振込みください。受講票を、名北労働基準協会より2月21日(金)までにお送りします。

会場略図



(J) 地下鉄 名鉄 近鉄名古屋駅より
 ◎JR名古屋駅桜通口から
 ミッドランドスクエア方面徒歩5分
 ◎ユニモール地下街5番出口徒歩2分

名称	所在地	電話番号	FAX番号	振込先
一般社団法人 名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052) 961-1666	(052) 962-1670	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 NO. 2036133 一般社団法人 名北労働基準協会 労務管理教育会計
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052) 882-3909	(052) 883-3586	三菱UFJ銀行 堀田支店 普通預金 NO. 0656029 名古屋東労働基準協会
一般社団法人 名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052) 651-9246	(052) 651-1411	三菱UFJ銀行 名古屋港支店 普通預金 NO. 0530993 一般社団法人 名古屋南労働基準協会
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052) 581-8086	(052) 581-8089	三菱UFJ銀行 柳橋支店 普通預金 NO. 0345841 名古屋西労働基準協会
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532) 54-2131	(0532) 54-2130	※名古屋市の外の労働基準協会からの申し込みの場合は、一般社団法人名北労働基準協会にお振込みください。
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564) 52-3692	(0564) 54-0739	
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586) 48-5495	(0586) 48-5496	
一般社団法人 半田労働基準協会	〒475-0902 半田市官路町151-32	(0569) 21-4440	(0569) 21-4441	
一般社団法人 刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷5階	(0566) 21-6337	(0566) 21-6366	
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565) 28-9411	(0565) 24-3922	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 NO. 2036133 一般社団法人 名北労働基準協会 労務管理教育会計
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561) 82-2575	(0561) 59-3575	
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567) 26-4603	(0567) 28-7390	
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587) 55-2341	(0587) 55-6125	
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563) 56-0244	(0563) 56-0244	

会員番号①

労働問題総合対策セミナー 申込書

令和2年2月28日(金) 愛知県産業労働センター(ウイंकあいち) 5階「小ホール」

事業場	名称					
	所在地	〒				
	電話番号	Tel () -		Fax () -		
受講者	受講番号②	氏名		所属部署・役職		
		フリガナ				
会費支払時期	月	日	銀行振込	受講票送付先	受講者・担当者(部署職名)	様

①会員番号…(一社)名北労働基準協会会員事業場のみ

②受講番号…ご記入は不要です。 ③その他…この受講申込書でご提供いただいた個人情報、今回お申し込みいただいたセミナーの受講者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。